

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

中小企業金融円滑化法期限到来後の対応方針について

京都銀行（頭取 高崎 秀夫）では、「金融円滑化管理に関する方針」に基づき、従来から地域における円滑な資金供給や経営改善・事業再生支援など、お客さまの経営実態や特性等を十分に踏まえ、きめ細やかな対応の実践に努めてまいりました。

中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月末に期限を迎えますが、当行の対応方針は変更ございません。

今後も、地域金融機関として、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業のお客さまへの円滑な資金供給や資金繰りに関する相談および住宅ローンをご利用のお客さまからの返済計画見直し等のご相談について、公正、迅速、丁寧な対応に努めてまいります。

金融円滑化管理に関する方針（抜粋）

お客さまから事業資金や住宅資金に関するお借入につき、その返済に支障が生じるなどの事情によりご相談があった場合（事業再生 ADR 手続、企業再生支援機構からの要請等を含む）は、お客さまの事業についての改善又は再生の可能性や収入の状況などを勘案しつつ、できる限り返済条件の変更などの措置をとることができるよう努めます。

上記返済条件の変更などにあたっては、必要に応じ適切に他の金融機関等との緊密な連携を図るよう努めます。

・適切な審査等

新たなお借入や借入条件の変更にあたっては、お客さまの事業の特性、実態や将来的な展望等を踏まえ、適切な審査に努めます。

・経営相談等

お借入のあるお客さまと継続的な関係において、お客さまの事情などを踏まえ、必要に応じ適切に経営相談などの取り組みに努めます。

・お客さまへの説明

お客さまへの説明にあたっては、お客さまの知識・理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と説明を行います。

・ご相談・苦情・紛争等への対応

お客さまからのご相談、苦情及びお客さまとの間の紛争には、真摯な姿勢で、公正・迅速かつ適切に対応し、お客さまの理解と納得を得て解決するよう努めます。

<ご 参 考>

金融円滑化の取り組みについて

時 期	実施内容	具体的な内容
H21.11.13	「金融円滑化推進委員会」の設置	代表取締役専務を委員長とし、金融の円滑化推進について、組織横断的に検討・実施。
H21.11.13	「金融円滑化管理室」の設置	「金融円滑化推進委員会」の事務局として中小企業金融円滑化法で求められる対応への取り組み状況等について一元的に管理。
H21.12.4	(中小企業金融円滑化法施行)	
H21.12.4	年末の相談受付体制を整備	「年末の金融円滑化に伴う専用フリーダイヤル」を設置。
H21.12.23 H21.12.31	年末の相談受付体制を強化	年末の対応として、「ご返済等に関する相談受付窓口」および「専用フリーダイヤル」にて銀行休業日である12月23日(祝)と31日も相談受付。
H21.12.28	「金融円滑化管理に関する方針」を制定	「金融円滑化管理に関する方針」のポスターを店頭に掲出。
H22.1.18	金融円滑化に関する 苦情受付体制を整備	営業店における金融円滑化に関する苦情相談については金融円滑化責任者が受け、本部においてはお客様サービス部に「金融円滑化苦情相談窓口(専用フリーダイヤル)」を設置する等、苦情相談受付体制を整備。
H22.1.29	「金融円滑化への取り組みについて」 の冊子の制定	金融円滑化への取り組みを強化し、取り組み姿勢をお客様にご理解いただくため、「金融円滑化への取り組みについて」を制定。
H22.8.6	当行ホームページに「資金繰り表」 「経営改善計画書」を掲載	自動計算が可能な「資金繰り表」と「経営改善計画書」の書式を当行ホームページに掲載。
H23.9.1	「地域密着型金融推進室」の設置	積極的なコンサルティング機能の発揮により、中小企業者の経営安定・成長発展を支援するための本部サポート体制を確立。
H24.5.2	経営改善支援への取組態勢を充実	中小企業金融円滑化法の最終期限延長を踏まえ、取引先に対する経営支援・企業再生支援の更なる推進のため、経営改善支援の体制を拡充。京都再生ネットワーク会議を引続き活用し、金融機関連携を一層強化。
H24.11.5	経営革新等支援機関として 認定取得	「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定を取得。

以 上